

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1)平成19年度から「公益法人会計基準」（公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ平成16年10月14日）を採用している。
- (2)棚卸資産の評価基準及び評価方法
物品・・・最終仕入原価法
- (3)固定資産の減価償却の方法
固定資産の減価償却の方法は、定額法及び定率法による減価償却を実施している。
建物・・・定額法による減価償却を実施している。
（'99年に事務所取得月まで遡及し、一括償却を実施。以後、定額法により減価償却を実施。）
什器備品（パソコン等）・・・定率法による減価償却を実施している。
- (4)リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (5)消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当 期 末 残 高
基本財産				
定期預金及び定額貯金	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	100,000,000	0	0	100,000,000
特定資産				
事務所積立預金	14,000,000	0	0	14,000,000
事務所修繕積立預金	2,700,000	100,000	0	2,800,000
記念行事積立預金	3,000,000	500,000	0	3,500,000
押川基金積立預金	600,000	3	300,003	300,000
小 計	20,300,000	600,003	300,003	20,600,000
合 計	120,300,000	600,003	300,003	120,600,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対応 する額)
基本財産				
定期預金及び定額貯金	100,000,000	(0)	(100,000,000)	(0)
小 計	100,000,000	(0)	(100,000,000)	(0)
特定資産				
事務所積立預金	14,000,000	(0)	(14,000,000)	(0)
事務所修繕積立預金	2,800,000	(0)	(2,800,000)	(0)
記念行事積立預金	3,500,000	(0)	(3,500,000)	(0)
押川基金積立預金	300,000	(0)	(300,000)	(0)
小 計	20,600,000	(0)	(20,600,000)	(0)
合 計	120,600,000	(0)	(120,600,000)	(0)

4. 担保に供している資産

なし